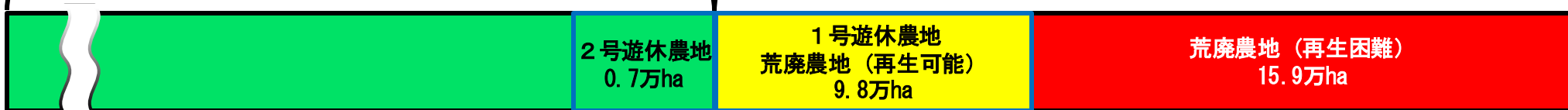


# 農地・荒廃農地等の分類と面積について

耕地 423.9万ha

荒廃農地 25.7万ha



遊休農地 10.5万ha

耕作放棄地 42.3万ha (H27)



※荒廃農地面積及び遊休農地面積は、令和7年3月31日現在の数値である。  
 ※耕地面積は、令和7年7月15日現在の数値である。

荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査:現地調査による客観ベースの毎年の調査
再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの	
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの	
遊休農地		
1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)	農林業センサス:調査票による農家等の主観ベースの5年毎の調査
2号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地	
耕作放棄地 (農林業センサス)	以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地(農家の自己申告)	

出典:「令和7年 耕地及び作付面積調査」、「令和6年 遊休農地に関する措置の状況に関する調査」、「2015年農林業センサス」

※四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。